

# ニュージーランドにおける著作権

## 関連法規の概要および運用実態

Baldwins Intellectual Property  
(ニュージーランド法律事務所)

Sophie Thoreau  
(弁護士)



Baldwins Intellectual Property は 1896 年にニュージーランドに設立された事務所であり、オーストラリアにも支所を有している。Sophie Thoreau 氏は、ニュージーランド弁護士であり、ブランド戦略、著作権、不正競争関連事項のアドバイスとともに、シニア・アソシエイトとして、クライアントをサポートしている。

### 著作権とは何か

ニュージーランドで著作権の保護を受けるためには、著作物が「独創的な」ものでなければならないが、要件となる独創性の基準は低く、著作物が著作者自らの創作行為の成果物であることのみが要求される。基本的には、著作者により創出されたものであって、他の作品の複製ではないことが、著作権が発生する唯一の要件である。

本稿執筆の 2016 年 1 月現在、ニュージーランドにおける小説、戯曲などの言語著作物、演劇著作物および芸術的著作物に対する著作権の保護期間は、基本的に著作物が創作されたときに始まり、著作者が死亡した年の末日（場合によっては著作物が制作された時点）から 50 年を経過するまでの間とされている。しかし、ニュージーランドが環太平洋経済連携(Trans-Pacific Partnership : TPP)協定に調印した場合、著作権の保護期間が変更される可能性が高い。詳細は後述する。

また、ニュージーランドは、著作権保護に関する多くの国際条約の加盟国となっている。したがって、日本や他の国で創作された著作物のほとんどは、「1994 年ニュージーランド著作権法」（1994 年法律第 143 号）（以下「著作権法」）に基づき、ニュージーランド国内で保護されることになる。

ニュージーランドには、著作権登録制度は存在しない。著作権者は自らの著作物に著作権表示を付し、当該著作物が保護の対象となりうることを人々に認識させ、著作権を主張する者が誰であるかを告知するのが一般的である。

### 工業意匠に関する著作権

ニュージーランドにおいては、一定の条件が満たされた場合、工業的に利用された立体製品による著作権侵害も認められている。一般に、ある製品が「工業的に利用されて」いるとみなされるためには、製品が50個以上製造されていなければならない。

工業意匠に関する著作権は、保護対象の製品の外観を他者が複製することを禁じる排他的な権利を著作権者に与える。工業意匠に関する著作権の保護期間は、通常は16年であるが、工芸品については25年の保護期間が認められる。

小説などの言語著作物や音楽の著作物などには著作権登録制度がある。しかし、工業意匠に関して立体製品の外観に関する著作権登録制度はない。場合によっては、意匠創作者は自らの製品意匠を「登録意匠」として登録するという方法が考えられる。意匠権は、複製が行われたことを立証しなくても、第三者に対して権利行使できるという利点がある（著作権と異なり、独自創作は侵害抗弁にならない）。

著作権法は、平面著作物（図面、設計図等）を立体の形で複製する行為も、図面もしくは設計図に関する著作権の侵害に該当すると規定している。しかしながら、既に権利失効したニュージーランド登録意匠もしくは特許の対象物を複製した立体製品に対しては、著作権侵害を主張することはできない。

## 著作権の保護期間および TPP 協定

冒頭で述べた通り、現在、ニュージーランドにおいては、小説、戯曲などの言語著作物、演劇著作物および芸術的著作物に関する著作権の保護期間は、著作物の創作のときに始まり、著作者が死亡した年の末日から 50 年経過後までとされている。

録音物および映画に関する著作権も、著作物が制作された時点または公開された時点（いずれか遅い方の時点）から 50 年間にわたって存続する。

ニュージーランドは TPP に参加しており、近く調印される予定\*の環太平洋経済提携協定に調印した場合、1994 年著作権法の改正が必要になるだろう。必要な改正には、著作権の保護期間に関する改正が含まれる。TPP の下で、著作権の保護期間は著作者の死後（映画や、映画に類する著作物の場合は最初の公開後）50 年から 70 年に延長されることになるだろう。

\*2016 年 2 月 4 日に調印式が行われた

また、既に公共の財産となっている著作物については、保護期間の延長は認められないだろう。保護期間の延長は、TPP に参加する 12 の経済圏すべてにおいて均等に適用されるため、その恩恵は著作権を有する日本企業にも及ぶことになるだろう。

TPP はさらに、技術的保護手段(Technological Protection Measure : TPM)、たとえば、テレビゲームのような著作物を保護するためのデジタル式ロック機構の迂回を防ぐための新法の導入をニュージーランドに要求することになるだろう。ニュージーランドは、故意に保護手段の迂回を企てた者に対する刑罰を定める必要が出てくる。この法改正は、現行ニュージーランド法からの大きな変革となるだろう。

## 著作権の所有、譲渡およびライセンス

原則として、著作物について存在する著作権の最初の所有者となるのは著作物の創作者である。この一般原則に対し、著作権法には以下の 2 つの例外が定められている。

1) 従業者が職務の遂行過程で著作物を創作した場合、使用者が著作物に関する著作権を所有する。

2) 以下の条件に該当する場合、委託者が著作物に関する著作権の最初の所有者となる。

- ・特定の人物が写真の撮影またはコンピュータプログラム、絵画、図面、図表、地図、チャート、設計図、彫版、模型、彫刻、映画もしくは録音物の制作を他者に委託し、その対価を支払い、またはその支払いに同意し、かつ、

- ・その委託に従って著作物が創作されたこと

ここで注意すべきこととして、一般に、言語著作物は上記の委託に関する規則の対象とはならない。そのため、ソフトウェア自体については委託の規則が適用されるが、ソフトウェアプログラムのマニュアルには適用されないことになる。ただし、この規則は契約によって変更することができる。そこで、製造業者を含む企業がニュージーランドで営業しようとする場合、サプライヤーに創作を委託した企業が著作権所有者となる旨を明記した契約を締結することが重要である。著作権譲渡についての規定や、創作された著作物に関する権利の委託者側への移転の規定を、委託契約もしくは供給契約に盛り込むことによっても、同じ結果を得ることができる。

他の知的財産権と同様、著作権も、当事者双方が合意した商業的な条件に基づいて、その実施を許諾し、あるいは新たな所有者に譲渡することができる。

### ニュージーランドに投資する外国企業のためのヒント

企業、特に製造業者は、著作権により保護される可能性のある著作物ならびに自社が著作物を創作もしくは取得した経緯について、詳細な記録を保管すべきである。この記録は、ニュージーランドにおいて自社の著作権の権利行使をする必要が生じた場合に、自らの立場と権利を証明する重要な拠り所となる。

また、サプライヤーや下請業者との契約を見直し、自社の事業に使用するために社外の業者が制作している著作物に対し、「委託に関する規則」が適用されるか否かを確認することも重要である。そのような外部制作の著作物に関する著作権を、委託者である自社が所有することを確実にするために、必要な契約を作成することが望ましい。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)